

危機管理マニュアル 2023

この危機管理マニュアルは、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、学校保健安全法に基づき策定し、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成したものです。

また、このマニュアルは定期的に見直し・改善を行います。

1. 事故発生時の対応の基本
2. 様々な事故への対応
3. 防犯及び防災計画
4. 不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル
5. 学校水泳プールの安全管理の確保について
6. 新たな危機事象への対応
7. 非常変災時における措置

※ 特に1ページ、2ページの事故発生時の対応（応急手当含む）と、
4ページ、13ページ、16ページにある緊急時の各自の役割分担は必ず理解して、非常の際にすぐに対応できるようにしてください。

枚方市立招提中学校

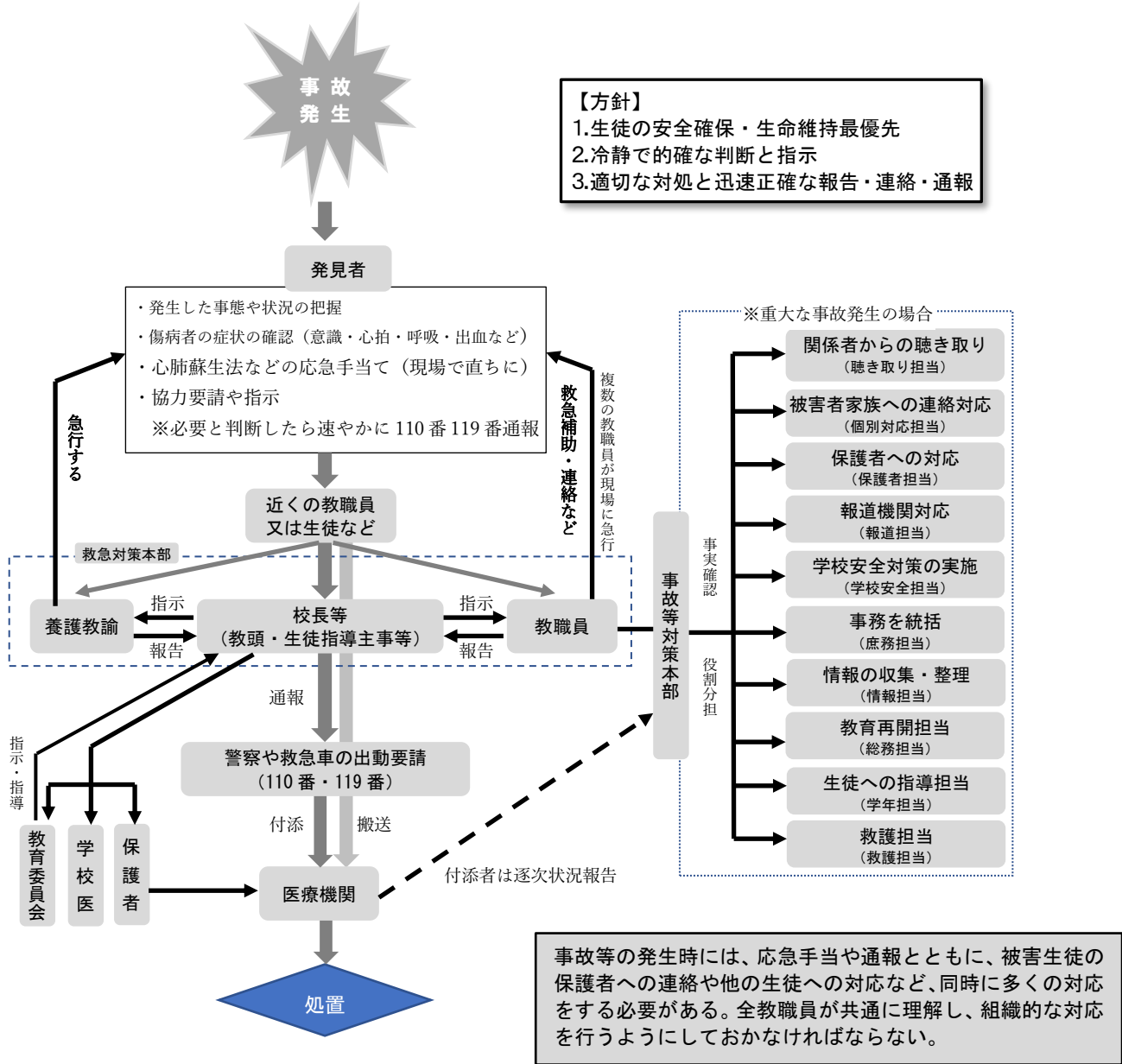
令和5年度

1. 事故発生時の対応の基本

(1) 事故発生直後の迅速な対応

事故などによる傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害生徒の症状を確認し、近くにいる教職員や生徒等に応援を要請するとともに、被害生徒の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当てを行い、症状が重篤にならないようにする。

①事故発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



◎被害生徒などの保護者への連絡の留意点

- ・第1報・・・被害生徒などの保護者に対し、事故などの発生を可能な限り早く連絡する。
この時、事故などの概況、けがの程度など最低限必要な情報を整理した上で連絡する。
- ・第2報・・・被害の詳細や搬送先の医療機関など、ある程度の情報が整理できた段階で、2度目の連絡をする。以後、正確かつ迅速な連絡に努める。

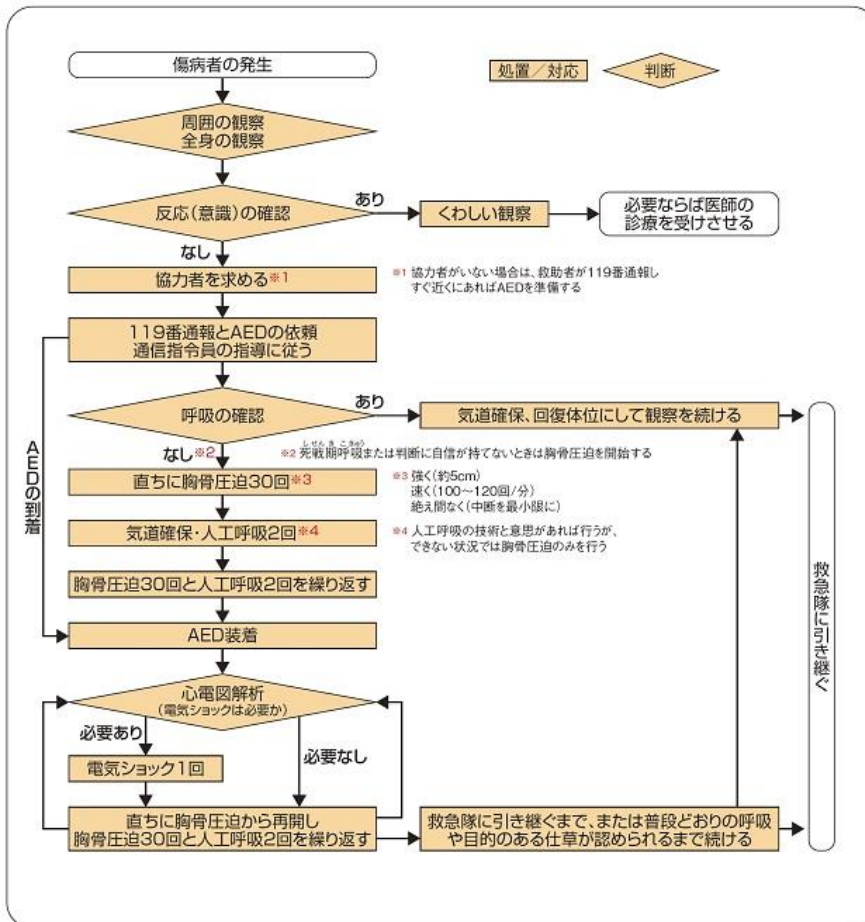
※緊急の連絡方法は複数確保しておく。搬送車や搬送先は必ず記録する。

◎発生した事案によって発生直後の対応や留意すべき点が異なる。様々な事案に対応できるようにすることが必要である。

②応急手当てを実施する際の留意点

突然倒れた場合などは、「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生などの一次救命処置が求められる。事故の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、迅速に行動する。

- ・被害生徒の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- ・教職員は、事故等の状況や被害生徒の様子に動揺せず、また他の生徒の不安を軽減するように対応する。
- ・応急手当てを優先しつつも、事故の発生状況や事故発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけ、対応が一段落した時点でメモを整理する。(応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。)



【死戦期呼吸】

心配停止が起こった直後には、「死戦期呼吸」(しゃくり上げるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られることもあるが、これは正常な呼吸ではない。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「わからない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合の対応として、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要がある。

救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通知司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷った場合や、胸骨圧迫のやり方がわからない場合は、119番通報をした際に電話を切らずに、指示を仰ぐようにする。

(2) 登下校時および校外活動時における事故発生時の留意点

登下校時や、学校外での学習時や部活動等における事故の場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を状況に応じて整える。また、対応の経過について、時系列に整理するなどの確に記録する。

① 登下校時に事故が発生した場合の対応

【状況把握】・・・事故等が発生した場合、複数の教職員が発生場所及び周辺に向かい、事故の状況を把握する。

また、関係した生徒等の安否を確認し、必要な対応をする。

- ・負傷者等がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡する。また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行う。
- ・学校では、管理職などを中心に、対策本部を組織し、事故発生場所に急行した教職員からの報告等をもとに、対応を判断する。現地の教職員から保護者への連絡状況を把握し、連携して対応を進める。

【対応決定】・・・事故発生状況を踏まえて、学校の対応について被害生徒の保護者に連絡し、了解を受けた上で、生徒、保護者そして地域に対して説明し理解と協力を求める。

②校外活動時に事故などが発生した場合の留意点

- 【状況確認】・・・生徒の活動状況を確認するとともに、活動場所に教職員が急行し、生徒の安否を確認する。
- ・グループ活動中の事故については、引率教職員で分担して生徒と連絡を取り合うなどしながら、可能な限り活動場所に向かって、生徒の安否を確認する。
 - ・負傷者がいる場合は、応急手当を行うとともに、学校、保護者へ状況を報告する。また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関への連絡を行う。
- 【対応決定】・・・事故の発生状況や交通機関の状況などを確認した上で、集合や帰校、下校の仕方を決定する。
- ・安全を確保できる場所に避難する。事故の内容、規模によっては教育委員会や警察などの関係機関から情報を収集し、事故などの状況を把握するとともに、安全な集合場所や移動方法について助言を受ける。
 - ・現況および学校の対応など(どのように帰宅するのかなど)について保護者に連絡し、理解と協力を求める。

③活動時に事故などが発生した場合の留意点

- 部活動の試合会場での事故に際しては、主催者、会場校の責任者と連携して生徒の安否確認をし、負傷者に対しては、応急手当を行う。また、必要に応じて救急車の要請、警察・医療機関への連絡を行う。
- ・現況および学校の対応など(どのように帰宅するのかなど)について保護者に連絡し、理解と協力を求める。
 - ・学校(休日の場合は管理職へ直接)に連絡し、事故の状況と対応について報告する。

(事前の対策)

- 校外での活動を行う際、特に、学校が所在する地域の環境条件と異なる場所へ行き活動する場合は、事前に 現地の状況や気象情報などを十分に把握する。
- 悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は気象情報に気を配る。状況判断は、生徒の安全を最優先に行い、決して無理をしない。
- グループに分かれて活動する場合や生徒が教職員から離れて活動する場合などは、生徒から 教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備しておく。
- 校外でマラソン大会を行う場合や部活動で遠征する場合など、AED を使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参する。また使用方法等について教職員間で確認する。

(3) 防犯及び防災計画

(1) 目的

招提中学校における防災(防火)の徹底を期し、火災その他の災害に対し、被害の軽減、生徒職員の安全を確保することを目的とする。

(2) 機構

- ①防災と防火管理について、防火(防災)対策委員会を設ける。
- ②委員長は、校長が当たり、委員は教頭及び各学年2名ずつの計8名とする。
- ③委員の任務はつぎによる。
 - ・ 防災(防火)計画の立案並びに実施についての審議。
 - ・ 防災(防火)に関する調査、研究、企画。
 - ・ 防災(防火)用設備の改善強化。
 - ・ 防災(防火)教育の普及、徹底。
 - ・ 防災(防火)教育訓練に関する一般的立案。

(3) 災害予防

- ①災害の予防上、設備、器具の点検を行う。特に電源、電気、ガス器具、消火器、消火栓、火災報知機等の存在する場所を熟知すること。そのため責任者、各班において定期的に点検すること。
- ②点検の状況を管理責任者(校長)に知らせ、改善を要する事項を発見した時は、速やかに措置を講じ、記録を保存すること。

(4) 災害の防御

- ①校内外に災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、別紙組織により、担当任務の遂行にあたること。
- ②学校の休日、放課後、生徒職員の不在の場合は施設管理人が状況により適当な措置を執ること。
- ③夜間の機械警備

(5) 防火教育訓練

生徒に防火に関する指導をあらゆる場面で行い、災害による人的、物的被害を最小限度に食い止めるようにしなければならない。有事に対処できるよう、計画的に防災教育と訓練を実施する。

※「避難3原則」過去の災害に学べ！

- 原則1 「想定にとらわれるな！」
- 原則2 「最善を尽くせ！」
- 原則3 「率先し避難せよ！」

(6) 防災担当組織

総務班	連絡班	誘導班	救護班	消火・安全点検班	搬出班
①渉外 ②企画運営	①連絡 ②情報収集	①避難者の誘導 ②人員の確認	①応急救護 ②救護所との連絡収容	①消火・工作	①重要書類 物品搬出保管
校長 教頭 中島	中島 北村 木場 山本	北口 小林 山地 大西 岩下 菊本 黒瀬 谷本 水口 木邨 加波	小川 白井 小池 箕輪 小河 今堀 高木 中東 大西	仁尾 本間 岩本 今村 山口 白田 施設管理人	福村 山村 松浦 古城 松田 (図書)
生徒避難時の基本的な初動体制					
<ul style="list-style-type: none"> ・全体指揮 ・情報集約 ・状況判断 ・放送による全体指示 ・諸機関との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒に関する情報集約 ・生徒への連絡、指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の避難誘導 ・生徒点呼 ・安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・救護体制の準備、整備 ・傷病者の救護 ・搬送者の付添と連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、侵入者施設破損等への対応 △生徒の避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応の物品搬出 ★家庭連絡票 ★引渡名簿 ★筆記具など ★トランシーバー ハンドマイク等
大規模災害時避難所開設の初動体制 ※数日後 避難所運営組織に移行)					
<ul style="list-style-type: none"> ・全体指揮 ・情報集約 ・状況判断 ・避難所運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務補佐 ・避難者の状況把握と指示 ・物資の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所設営 ・生徒安否確認 ・学校再開準備 △避難者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・救護体制の準備、整備 ・傷病者の救護 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者誘導 ・避難者対応 ・物資の運搬 ・物資の配給 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理

(7) 災害予防点検係

- 建築物等の点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・総務班・搬出班
- 火気使用施設点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・救護班
- 電気設備点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・連絡班
- 危険物関係点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・誘導班
- 消防用設備等点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・消火工作班

※生徒・職員の安全確保のため火災の場合は、運動場への避難を全てに優先させること。

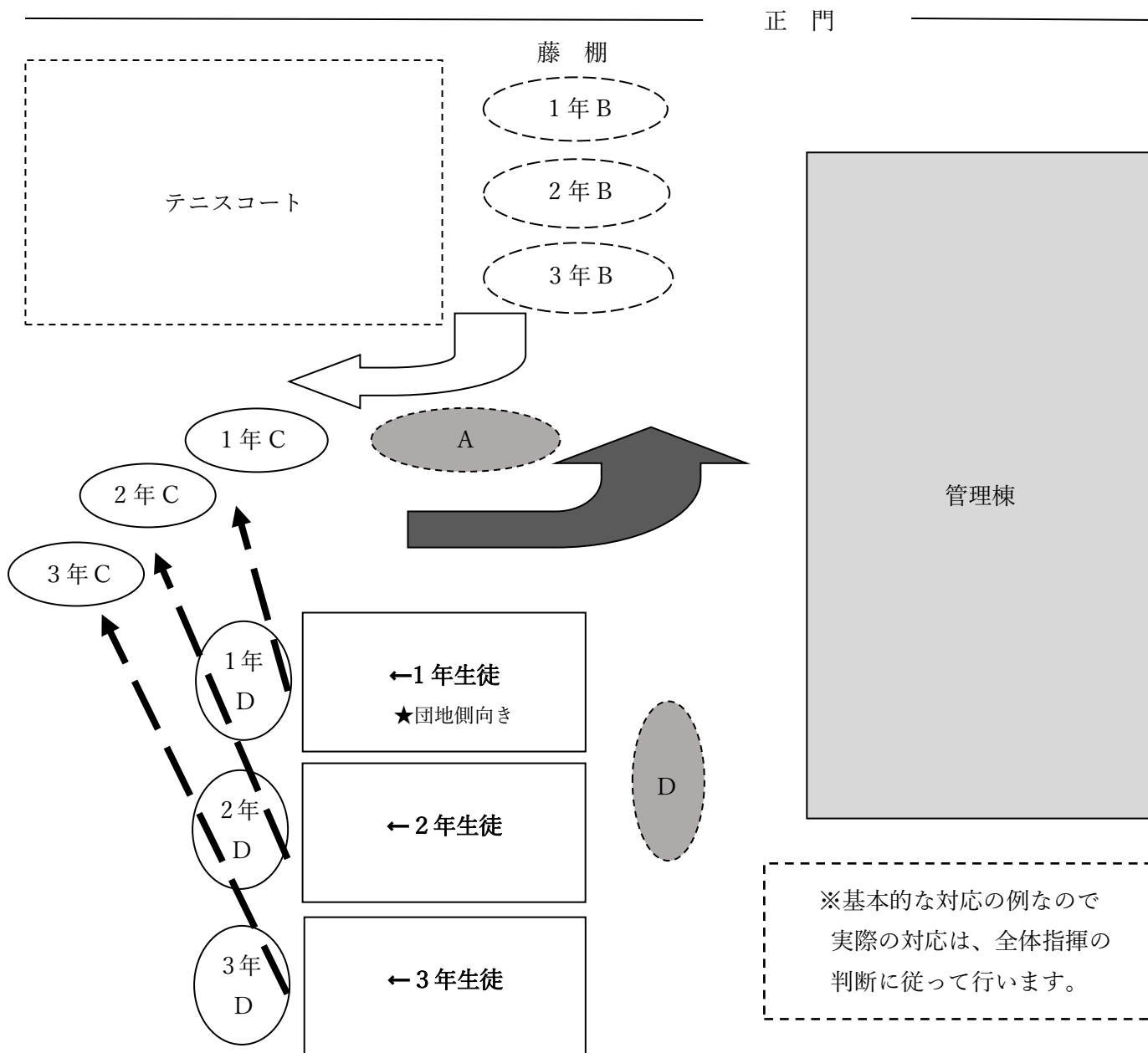
※避難は教科担任（又は学級担任）が状況を判断の上、誘導し、人員を確認すること。

※消防署に連絡すると同時に救出救護・消火・重要物の搬出に努力すること。

(8) 生徒の引き渡しの際の教師の役割分担

《役割分担》

- A 全体指揮と渉外・・・校長・教頭、生徒指導主事、学校事務職員
- B 保護者の受付・・・教務主任、教務部(担任以外)
- C 引渡確認・・・学級担任
- D 生徒対応・・・学年副担任（所属の学年を担当）
- E 救護対応・・・養護教諭+状況に応じて必要な応援



- ① 引き渡しに来校した保護者等は受付 B で、学年別に名簿で受付を済ませ、引き渡し確認 C に行く。受付 B からトランシーバーで「学年・組・生徒氏名」を生徒対応 D に伝える。
- ② 生徒対応 D は自分の学年の生徒を呼び、引き渡し確認 C の先生のところに行くように指示する。
- ③ 引渡確認 C は、保護者等のチェックと、生徒引き渡し確認をして時間とともに記録する。
- ④ 引き渡しの保護者等が来ない生徒は、学校にとどめ、安全確保を徹底する。帰宅させない。

防災訓練実施要項

A 火災発生時

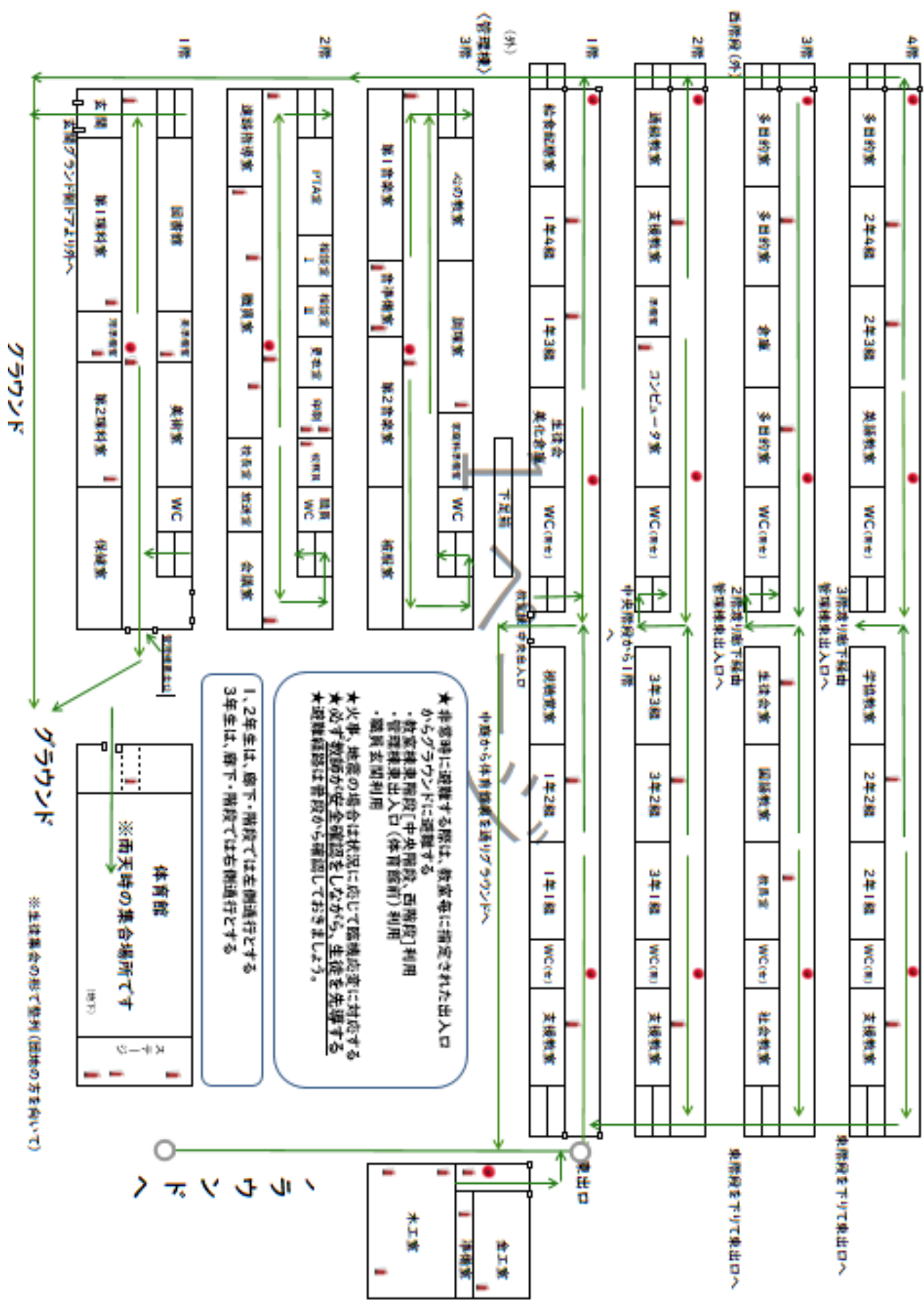
順序	行動	要項	分担（責任）	備考
1	発見直後	1 発見者は直ちに職員室に連絡。 2 連絡を受けた職員は他の職員と協力して、 ①避難警報 ②管理責任者への連絡 ③関係諸機関への電話連絡 ④同時に放送で各教室に火災発生の場所を連絡すること	<ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者は左の①、③についての処置を確認する。 ・発見者は他の職員と協力して初期消火にあたる。 	1 警報 2 電話連絡 消防署 119 番 市教委
2	避難（1）	1 静かに、しゃべらず、定められた通路を通り、所定の場所に避難、集合する。 2 学年主任は学年の状況を校長に報告。 3 校長の指示を待つ。	<ul style="list-style-type: none"> ・教科担当、学級の担任で誘導する。 ・あとの避難は誘導班の指示を受ける。 	1 消火班は消防車がくるまで消火活動をする。
3	避難（2）	1 消火、搬出を援助する。		
	救護	1 救護活動		
4	事後処理	市教委、災害対策本部、関係機関へ報告		

B 暴風雨の時は全部の窓を閉め施錠する。頭部保護の処置。

C 地震の時等は管理責任者の指示を受ける。

避難経路図

●…火災発生箇所 ■…消火器



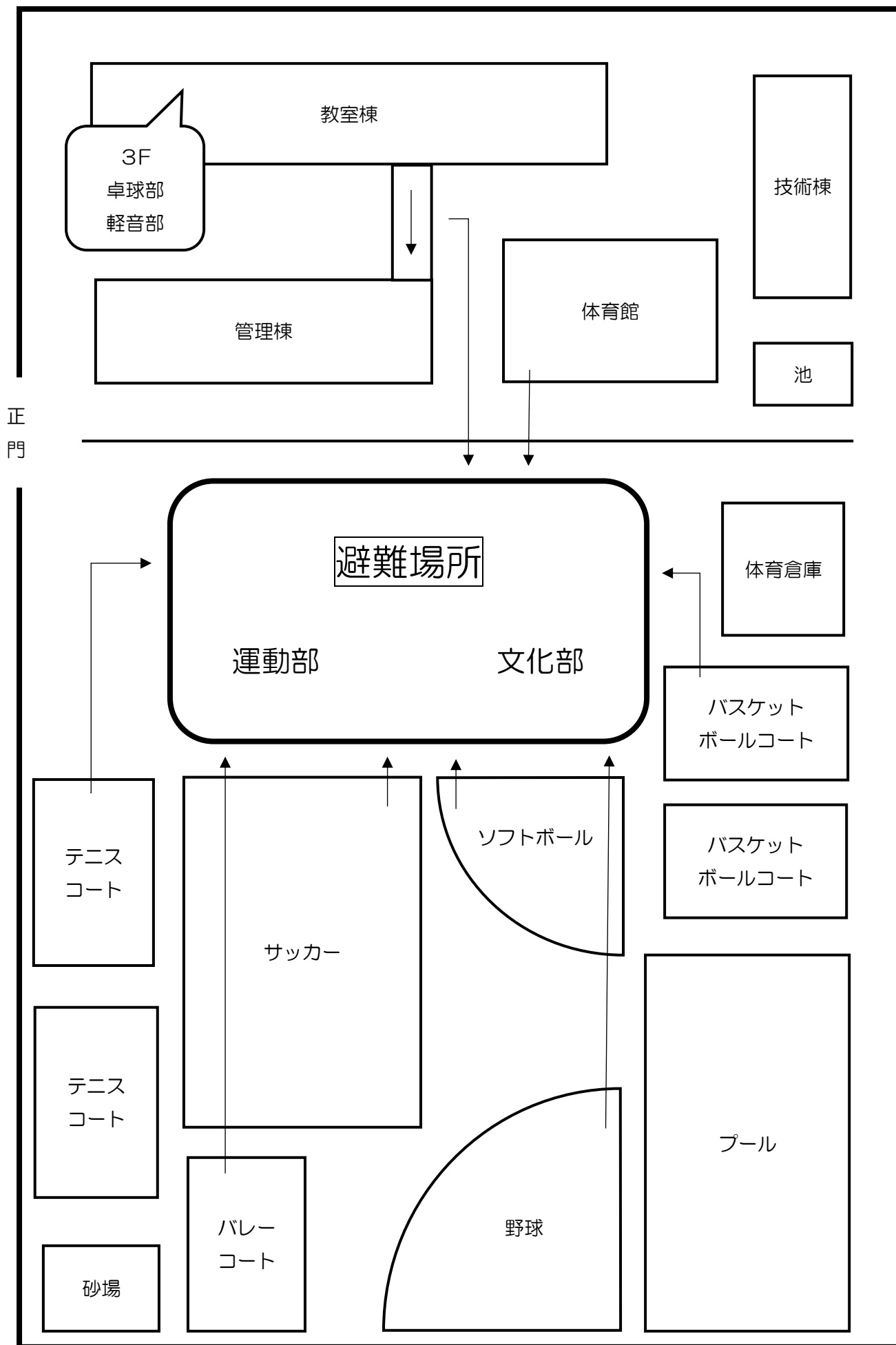
★非常時に避難する際は、教室毎に指定された出入口からグラウンドに避難する
 ・教室棟東階段〔中央階段、西階段〕利用
 ・管理棟東出入口（体育館前）利用
 ・職員玄関利用
 ★火事、地震の場合は状況に応じて臨機応変に対応する
 ★必ず教師が安全確認をしながら、生徒を先導する
 ★避難経路は普段から確認しておきましょう。

1、2年生は、廊下・階段では左側通行とする
 3年生は、廊下・階段では右側通行とする

雨天時の集合場所です
 ※雨天時の集合場所です

※生徒集合の形で整列（図地の方を向いて）

部活動における避難経路



地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況 パターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登校中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校
在校時	地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u> ↓ 児童・生徒の確認・保護 ↓ 安否情報及び、下校について保護者へ連絡 ↓ 【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）
下校中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ

不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル

【不審者侵入防止のために】

(1) 見知らぬ来校者を見かけた時

見かけた教職員は、来校者と一定の距離を保ちながら、『来校者』の札を着用しているかチェックする。

→ 挨拶と声かけ

「こんにちは」、「どちらに御用ですか?」、「場所はおわかりですか?」等、丁寧に対応する。

〈『来校者』の札を着用していない場合〉

「恐れいりますが受付はお済みでしょうか?」と尋ねる。

〈挙動不審な場合〉

不審者と判断し、まず生徒たちから遠ざける為に、不審者と一定の距離を保ちながら、相談室に案内し、

複数で対応する。「ご用件をお聞きしますのでこちらへお越し下さい」等。

→下記『3. 相談室等へ案内した場合』へ

〈案内を拒否し、対応に従わない場合〉

他の教職員にすぐに連絡。(警報ブザー、非常ベル、大声等)

丁寧に退去を求める。「申し訳ございませんが、お引き取り頂けませんか」等。

〈退去を拒否し、危害を加えられる恐れがある場合〉

『不審者侵入時の危機管理マニュアル』へ

(緊急放送、不審者対応班の初動など)

(2) 生徒から不審者の情報が入った場合は、複数で現場へ急行し、上記の対応をとる。

(3) 相談室等へ案内した場合

不審者と一定の距離を保ちながら、部屋に入り、椅子に座ってもらう。

不審者に対し絶対に背中を見せない。

他の教職員に連絡し、複数の教職員で対応する。

再度、用件の確認をする。「本校へどのようなご用件で来校されましたか？」等。

〈不審者でなく、用件のある場合〉

『来校者』の札を着用してもらい、用事のある場所まで案内する。

〈用件も無く、挙動不審な場合〉

丁寧に退去を求める。「申し訳ございませんが、お引き取り頂けませんか」等。

〈退去を拒否し、危害を加えられる恐れがある場合〉

『不審者侵入時の危機管理マニュアル』へ

(緊急放送、不審者対応班の初動など)

(4) 退去を求めた場合

(ア)退去した場合

校門まで案内し、退去を確認し、再度侵入しないように監視する。

必要に応じて関係諸機関への連絡

- ・枚方警察署(072-845-1234)
- ・枚方市教育委員会児童生徒支援室(050-7105-8047)又は(内線 15-8047)
- ・招提小学校(050-7102-9084)又は(内線 17-5231)
- ・平野小学校(050-7102-9160)又は(内線 17-5431)
- ・PTA 生活指導委員会
- ・地域教育協議会＝招提中校区すこやかネット(青少年を守る会)(青少年育成指導委員)

(イ)退去を拒否した場合

(A) 生徒に危害を加えられる恐れがある場合

→不審者侵入時の危機管理マニュアルへ

(B) 生徒に危害を加えられる恐れがない場合

→再度退去するように説得する。関係諸機関に連絡する。

- ・枚方警察署(072-854-1234)
- ・枚方市教育委員会児童生徒支援室(050-7105-8047)又は(内線 15-8047)

<不審者侵入時の危機管理マニュアル>

不審者侵入発生時の役割分担

役割	名 前	発 生 時 の 対 応
総 務	校 長 教 頭 中 島 中島 福村 山村 松浦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の状況把握、統括及び指揮 ・ 警察または消防への通報 ・ 生徒及び教職員への指示の決定 ・ 避難場所や避難経路の決定 ・ 校内緊急放送(2回ずつ繰り返す) ・ 教育委員会への連絡 ・ 報道機関への対応 ・ 当日の下校方法の決定 ・ 地域への対応 ・ 地域教育協議会(青少年を守る会、青少年育成指導委員)への連絡(招提中校区すこやかネット)
連 絡	古城 松田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 招提小、平野小への連絡、 ・ 今後の登下校や授業の決定 ・ 保護者(PTA本部や生活指導委員会)への連絡 ・ 負傷生徒の保護者への連絡・学校医への連絡
安 全	北口 小林 山地 大西 岩下 菊本 黒瀬 谷本 水口 木邨 加波	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の安全確保 ・ 生徒の状況把握 ・ 生徒の点呼 ・ 生徒の誘導 ・ 必要に応じ救護班の応援をする
救 護	小川 白井 小池 箕輪 小河 今堀 高木 中東 大西	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の確認および状況把握 ・ 負傷者の応急手当 ・ 負傷者の搬出 ・ 救急車同乗及び搬送先からの連絡
不審者 対 応	北村 仁尾 本間 岩本 今村 木場 山口 白田 山本 施設管理人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不審者への対応 ・ 不審者の隔離 ・ 校内巡視 ・ 校内の安全確認 ・ 地域の安全確認

(1) 生徒や教職員に危害が及ぶ危険性がある場合

人物の確認

上記の方法【不審者侵入防止のために】で不審者かどうかチェックする。

挙動不審の場合は複数で対応する。

→緊急放送

総務は緊急放送をする。

「森先生、森先生。〇〇(不審者の現在位置)まで来て下さい」(2回繰り返す)

不審者が校内に入り込み、生徒や教職員に危害が及ぶ危険性がある状態であることを全員に知らせる。

総務は、必要に応じて関係諸機関へ連絡する。

- ・枚方警察署(072-854-1234)
- ・枚方市教育委員会児童生徒支援室(050-7105-8047)又は(内線 15-8047)
- ・招提小学校(050-7102-9084)又は(内線 17-5231)
- ・平野小学校(050-7102-9160)又は(内線 17-5431)
- ・PTA 生活指導委員会
- ・地域教育協議会＝招提中校区すこやかネット(青少年を守る会、青少年育成指導委員)

→生徒の安全確保

安全班は担当学年の生徒の所へ行き、生徒に対して指示・誘導を行う。

不審者対応班は不審者のいる場所に出来るだけ早く行き、不審者の対応にあたる。

→不審者の確保

不審者対応班は不審者を拘束又は不審者を校外に追い出し、安全を確保する。危害が加えられそうな場合は、さすまた、催涙スプレー、椅子、机、ホウキなど防御出来る道具を用い、危害を加えられないようにする。

安全が確認出来れば、総務に連絡する。

→生徒を安全な場所へ

総務は放送で全体に指示をする。「安全が確保されました。生徒のみなさんは指示に従って、

グラウンド(体育館)へ避難して下さい」(2回繰り返す)

誘導経路は不審者の拘束位置を確認し、その場から出来るだけ遠い階段や廊下を利用して避難させる。

→生徒の安全確認

生徒を点呼し、全員の安否を確認する。

確認が出来れば、総務に連絡する。

(2) 生徒や教職員に危害が及んだ場合

◎緊急放送

総務は緊急放送する。

「緊急事態です、緊急事態です。〇〇(不審者の現在位置)まで来て下さい」(2回繰り返す)

不審者が校内に入り込み、生徒や教職員に危害が及んでいる状態であることを全員に知らせる。

総務は直ちに関係諸機関に連絡する。

- ・枚方警察署(072-854-1234)
- ・枚方市教育委員会児童生徒支援室(050-7105-8047)又は(内線 15-8047)
- ・招提小学校(050-7102-9084)又は(内線 17-5231)
- ・平野小学校(050-7102-9160)又は(内線 17-5431)
- ・PTA 生活指導委員会
- ・地域教育協議会＝招提中校区すこやかネット(青少年を守る会)(青少年育成指導委員)

◎生徒の安全確保

安全班は担当学年の生徒の所へ行き、生徒に対して指示・誘導を行う。

救急班は負傷者の状況に応じて、適切な処置をする。

必要に応じ安全班に応援を要請する。

侵入者対応班は不審者のいる場所に出来るだけ早く行き、不審者の対応にあたる。

◎不審者の確保

不審者対応班は不審者を拘束又は不審者を校外に追い出し、安全を確保する。危害が加えられそうな場合は、さすまた、催涙スプレー、椅子、机、ホウキなど防御出来る道具を用い、危害を加えられないようにする。安全が確認出来れば、総務に連絡する。

◎生徒を安全な場所へ移動させる

総務は放送で全体に指示をする。

「安全が確保されました。生徒のみなさんは指示に従って、グラウンド(体育館)へ避難して下さい」(2回繰り返す)

生徒を安全な場所(グラウンド、体育館等)へ避難させる。

誘導経路は侵入者の拘束位置を確認し、その場から出来るだけ遠い階段や廊下を利用して避難させる。

◎生徒の安全確認

生徒を点呼する。全員の安否を確認する。(基本、担任で行う)

確認が出来れば、総務に連絡する。(担任⇒生徒指導主事)

《注意すべきこと》

◎教師として

- ・生徒の安全確保を最優先に考えて冷静に行動する。
- ・本校教職員であることが誰にでも分かるように、校内では名札を付ける。
- ・不審者対応班の教師は、生徒だけを残す状況を作らない。安全班の教師が来るまで生徒の指示にあたる。

◎不審者に対して

- ・不審者と一定の距離を置き、複数で対応する。
- ・不審者の興奮を沈め、落ち着かせるよう丁寧に対応する。
- ・不審者を注視する。危害が加えられそうな場合は、さすまた、催涙スプレー、椅子、机、ホウキなどで防御出来る道具を用い、危害を加えられないようにする。
- ・不審者が逃げた時は、大声を出しながら後を追ひ、逃げた先に危険を知らせる。
- ・生徒を捉えている場合は、侵入者に対して落ち着くように諭す。
- ・生徒を解放するように諭す。

◎生徒に対して

- ・不審者に近付かない。
- ・不審者から逃げる。
- ・不審者が危害を加えようとした場合、椅子や机、ホウキなどで防御出来る道具を用い、危害を加えられないようにする。

◎避難について

- ・不審者が校舎外にいる場合は、生徒たちは教室で待機させ安全確保ののち、避難場所へ誘導する。生徒達が特別教室や体育館やグラウンドにいる場合は、その場で待機し指示を待つ。教室で待機させている時は、生徒を出入り口から遠くで待機させる。1階については窓を施錠し、教室中央で待機させる。
- ・不審者が校舎内にいる場合は、生徒たちに直ぐにグラウンド(体育館)へ誘導する。誘導経路は侵入者の居場所を確認し、その場から出来るだけ遠い階段や廊下を利用して避難させる。

1階の生徒については、必要に応じて窓から逃げるように指示をする。

◎放課後の不審者侵入への対応について

放課後の不審者侵入発生時の役割分担

役割	名 前	発 生 時 の 対 応
総 務	校 長 教 頭 中 島 中島 福村 山村 松浦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の状況把握、統括及び指揮 ・ 警察または消防への通報 ・ 生徒及び教職員への指示の決定 ・ 避難場所や避難経路の決定 ・ 校内緊急放送(2回ずつ繰り返す) ・ 教育委員会への連絡 ・ 報道機関への対応 ・ 当日の下校方法の決定 ・ 地域への対応 ・ 地域教育協議会(青少年を守る会、青少年育成指導委員)への連絡(招提中校区すこやかネット)
連 絡	古城 松田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 招提小、平野小への連絡、 ・ 今後の登下校や授業の決定 ・ 保護者(PTA本部や生活指導委員会)への連絡 ・ 負傷生徒の保護者への連絡・学校医への連絡
安 全	北口 小林 山地 大西 岩下 菊本 黒瀬 谷本 水口 木邨 加波	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の安全確保 ・ 生徒の状況把握 ・ 生徒の点呼 ・ 生徒の誘導 ・ 必要に応じ救護班の応援をする
救 護	小川 白井 小池 箕輪 小河 今堀 高木 中東 大西	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の確認および状況把握 ・ 負傷者の応急手当 ・ 負傷者の搬出 ・ 救急車同乗及び搬送先からの連絡
不審者 対 応	北村 仁尾 本間 岩本 今村 木場 山口 白田 山本 施設管理人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不審者への対応 ・ 不審者の隔離 ・ 校内巡視 ・ 校内の安全確認 ・ 地域の安全確認

I. 部活動時の場合

(1) 見知らぬ来校者を見かけた場合

- ・人物の確認を行う。
- ・(不審者侵入防止の為に)不審者かどうかチェックし、声をかける。
- ・正当な理由がない場合は、丁寧に校外に退出するよう求める。

※挙動不審の場合などは距離をとり、複数で対応する。

- ・退去後も、再び侵入しないか見届ける。

(2) (1) の対応に従わない場合

→〈不審者侵入時の危機管理マニュアル〉へ

- ・退去を拒否した場合
- ・生徒や教職員に危害が及ぶ危険性がある場合
- ・生徒や教職員に危害が及んだ場合

→緊急放送

総務は緊急放送をする。

「森先生、森先生。〇〇(不審者の現在位置)まで来て下さい」(2回繰り返す)

不審者が校内に入り込み、生徒や教職員に危害が及ぶ危険性がある状態であることを全員に知らせる。

→生徒の安全確保

安全班は生徒の部活動の場所へ行き、生徒に対して指示・誘導を行う。

不審者対応班は不審者のいる場所に来るだけ早く行き、不審者の対応にあたる。

→不審者の確保

不審者対応班は不審者を拘束又は不審者を校外に追い出し、安全を確保する。

安全が確認出来れば、総務に連絡する。

II. 部活動が無い時及び終了後の場合

(1) 見知らぬ来校者を見かけた場合

- ・人物の確認を行う
- ・(不審者侵入防止の為に)不審者かどうかチェックし、声をかける。
- ・正当な理由がない場合は、丁寧に校外に退出するよう求める。

※挙動不審の場合などは距離をとり、複数で対応する。

- ・退去後も、再び侵入しないか見届ける。

(2) (1) の対応に従わない場合

→〈不審者侵入時の危機管理マニュアル〉

- ・退去を拒否した場合
- ・生徒や教職員に危害が及ぶ危険性がある場合
- ・生徒や教職員に危害が及んだ場合

→緊急放送

総務は緊急放送をする。

→生徒の安全確保

安全班は校内(校舎内、体育館、運動場、中庭)等を点検、生徒が校内にいないことを確認。

校内に居たときは、生徒に対して避難場所に、指示・誘導を行う。

→不審者の確保

不審者対応班は不審者を拘束又は不審者を校外に追い出し、安全を確保する。

安全が確認出来れば、総務に連絡する。

III. 管理職不在時の緊急時における不審者侵入への対応について

(1) 校長不在時の緊急時における不審者侵入への対応について

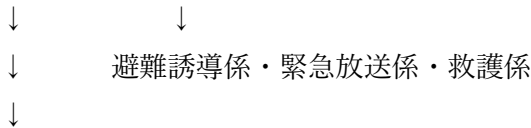
- ①教頭が本部長を兼ねる
- ②教頭が校長に連絡する（自宅・出張先等へ連絡する）
- ③校長は直ちに学校へ戻り、緊急対応を教頭より引き継ぐ
- ④校長が直ちに戻れない時は、教頭に電話等で指示する

(2) 校長、教頭の両者が不在時の緊急時における不審者侵入への対応について

- ①教務主任と生徒指導主事で対応する。（ただし、全教職員にその都度、周知徹底を図っておく）
- ②教務主任か生徒指導主事が校長に連絡する（自宅・出張先等へ連絡する）
- ③教務主任か生徒指導主事が教頭に連絡する（自宅・出張先等へ連絡する）
- ⑤ 校長と教頭は直ちに学校へ戻り、緊急対応を教務主任及び生徒指導主事から引き継ぐ
- ⑥ 校長が直ちに戻れない時は、教頭に電話等で指示する

IV. 管理職不在時の不審者から生徒を守るための組織図（体制）

教務主任・生徒指導主事→校長→教頭



枚方警察署（072-845-1234）

枚方市教育委員会児童生徒支援室（050-7105-8047）又は(内線 15-8047)

近隣学校：招提小学校（050-7102-9084）又は(内線 17-5231)

：平野小学校（050-7102-9160）又は(内線 17-5431)

5. 学校水泳プールの安全管理の確保について

I. 水泳指導の安全管理の徹底

水中での運動は、体力を消耗する全身運動である。生徒の体調によって事故につながる要因が常に潜んでいる。そのため、健康診断や日頃の健康観察を通じて、生徒一人ひとりの健康状態を把握し、水泳指導の可否や指導上の制約条件など、きちんと把握しておかなければならない。

(1) 生徒の健康管理

- ①健康診断の結果の活用
- ②保健室での健康情報の活用
- ③水泳前の健康管理と指導

※十分な睡眠をとり、朝食を食べる。排便など衛生面の配慮。爪を切るなど、傷害の予防に努める。

④入水時の指導内容と注意事項

- ⑤水泳中の健康観察 ※こまめな水分補給や体調不良の生徒には十分な休息を与えるように心がける。

(2) 授業等における指導・監視について

教職員は、プールでの水泳指導には事故の危険性が潜んでいることを常に意識し、生徒の健康状態や顔色の様子、危険な行為などを注意し、わずかな異常も見逃すことなく、適切に観察を怠らないことが必要である。

(3) 配慮を要する生徒の対して

障害のある生徒や健康診断によって呼吸器疾患など運動制限のある生徒は、事前に指導に当たったの配慮方法を検討し、安全に十分配慮する必要がある。

II. プール施設の安全・衛生管理について

(1) プールの管理・点検

①施錠の確認

・プール出入口の開閉、機械室の施錠の確認。

②附属設備の確認

・更衣室やシャワーの衛生状態、破損箇所、ろ過装置の運転状態などの点検。

③異物の点検

・プール内の浮遊物や沈下物などの有無の点検。

④プールサイドの点検

・プールサイドの破損箇所や滑りやすい場所がないか等の点検。

⑤水質の管理

・遊離残留塩素濃度や水素イオン濃度などの水質検査や薬剤の投入による水質の管理。

⑥排水溝の点検

・ねじの緩みなども含め、排水口の蓋の点検。

⑦用具類の管理

・コースロープやビート板などの用具の保管、管理。必要以上にプールサイドに置かない。

⑧ 水位の計測・確認

・水位を正しく計測し、最深部、最浅部を確認する。

(2) 水質管理

①プール水の遊離残留塩素濃度の保持

②プール水のイオン濃度

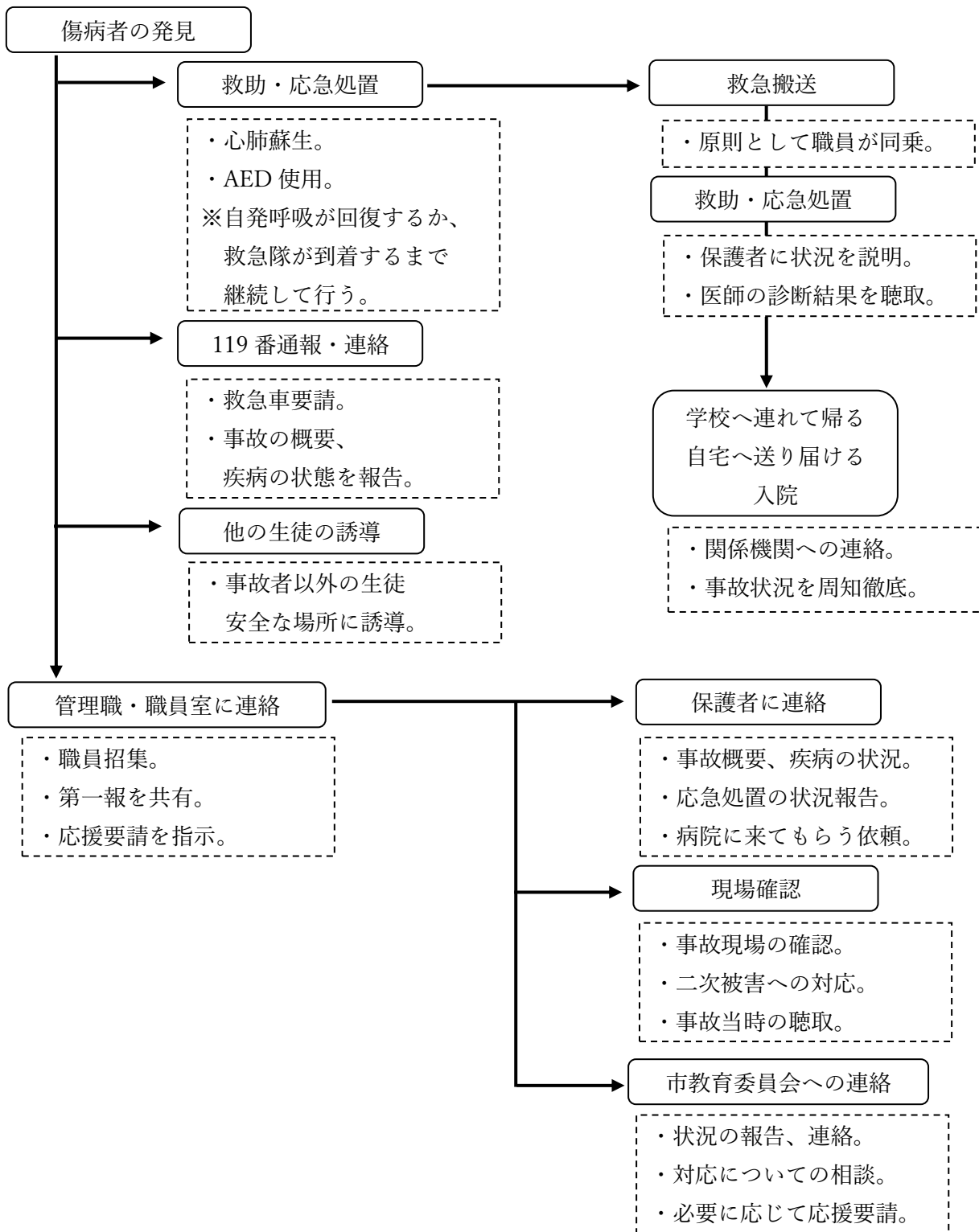
③透明度の保持

④シャワーによる減菌、洗浄の徹底

⑤循環ろ過装置の機能保持

⑧ 異物の有無の点検

III. 緊急時対応マニュアル



①事故発生時の対応心得

・突発的な緊急事態が発生した場合、教職員が協力し合い、冷静かつ迅速な対応を心掛ける。

②発見から搬送・救急救命・119番通報までの手順、役割分担、校内の連携

・事故者の発見から確保、運搬の方法、心肺蘇生、AED使用、119番通報にいたる役割を分担し、連携する。

③他の生徒への対応、安全確保

・事故者以外の生徒を迅速に安全な場所に誘導し、落ち着かせるなど対応する。

④保護者等への緊急連絡

・事故者の保護者への緊急連絡、事故者以外の保護者全体への連絡を行う。

6. 新たな危機事象への対応

I. Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。

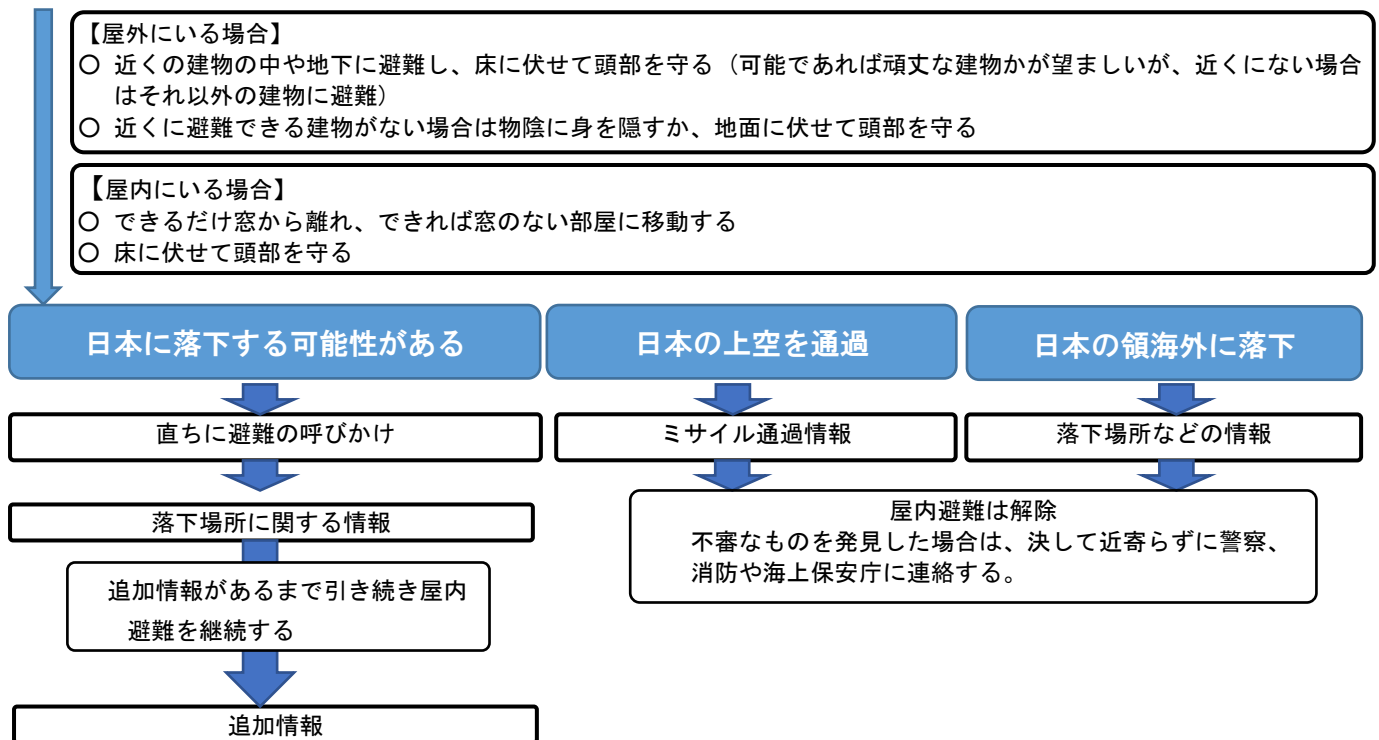
Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要となる。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にする。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ

「行動の基本＝「姿勢を低くし、頭部を守る」」

★弾道ミサイルの発射情報・避難の呼びかけ



(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

①学校にいる場合

【校舎内の対応例】

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際には、窓からなるべく離れて床に伏せたり、机の下に入って頭部を守る。

【校舎外の対応例】

校庭での授業中の場合など、近くの建物の中に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

②校外活動中の場合

●屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。

●校外活動に際して、計画の段階で様々な危機事象の発生を想定しておく。

・活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認する。

・特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行し、情報収集の手段を確保する。

・事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行う。

●生徒に対して、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導する。

③登下校中の場合

●登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。

●屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくない。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切である。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられることを指導する。

④生徒が自宅などにいる場合

●生徒が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで自宅等で待機し、身の安全を確保することが必要となるので、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておく。

※早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法について、ミルメールの受信または電話連絡によることや、安否確認の連絡があることなどを周知しておく。

II. その他の危機事象について

新しい危機事象として、次の2点を意識して、学校内外の環境の変化、生徒の行動の変化に気づけるよう、絶えずアンテナを高く、そして異常を感じたときには速やかに組織的な対応を進めることが大切である。

【1】学校への犯罪予告・テロへの対応

【2】インターネット上の犯罪被害への対応

- ・自画撮り ・危険な出会い などの犯罪被害にあうだけでなく、加害者になりうることもありうる。
- ・生徒への教育に合わせて、保護者への啓発などにより生徒を守る取り組みも合わせて進める。

7. 非常変災時における措置について（令和元年6月13日より適用）

台風に関する警報発令時や地震発生時には、生徒の安全確保のため、下記の措置をとる。

※特に警報発令の対象地域に注意する。

(1) 午前7時現在

枚方市に、特別警報が発令されているときは、臨時休校とする。

暴風警報または暴風雪警報、洪水警報が発令されているときは、登校させないで自宅待機とする。

(2) 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行う。

（10時30分までに登校。昼食が必要。※学校給食あり。）

いずれかが発令中の場合は、引き続き自宅待機とする。

(3) 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第4校時より授業を行う。

（11時30分までに登校。昼食が必要。※学校給食あり。）

いずれかが発令中の場合は、引き続き自宅待機。

(4) 正午現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第5校時より授業を行う。

（13時30分までに登校。昼食は家庭で済みます。）

いずれかが発令中の場合は、臨時休校とする。

(5) 登校後

枚方市に、特別警報が発令されたときは、原則として学校待機、状況によって教育委員会と連携して対応する。暴風警報または暴風雪警報、洪水警報が発令されたときは、すみやかに下校させる。

《枚方市において震度5弱以上の地震が発生した場合》

・登校前に発生⇒臨時休校とする。

※前日の下校以降登校までに発生した場合臨時休校とする。

※土日祝日及びその前日発生した場合も休業明けは原則、臨時休校とする。

・登校中に発生⇒生徒は安全な場所（公園や近くの学校など）に一時避難⇒原則、登校する（安全確保のため）

・在校時に発生⇒避難行動⇒安全確保・臨時休校とする。 ※下校方法は引渡し又は集団下校とする。

・下校中に発生⇒生徒は安全な場所（公園や近くの学校など）に一時避難させる。⇒原則、自宅に帰る。